

避難勧告等の  
判断基準・伝達マニュアル

平成26年6月  
寒河江市

## 目 次

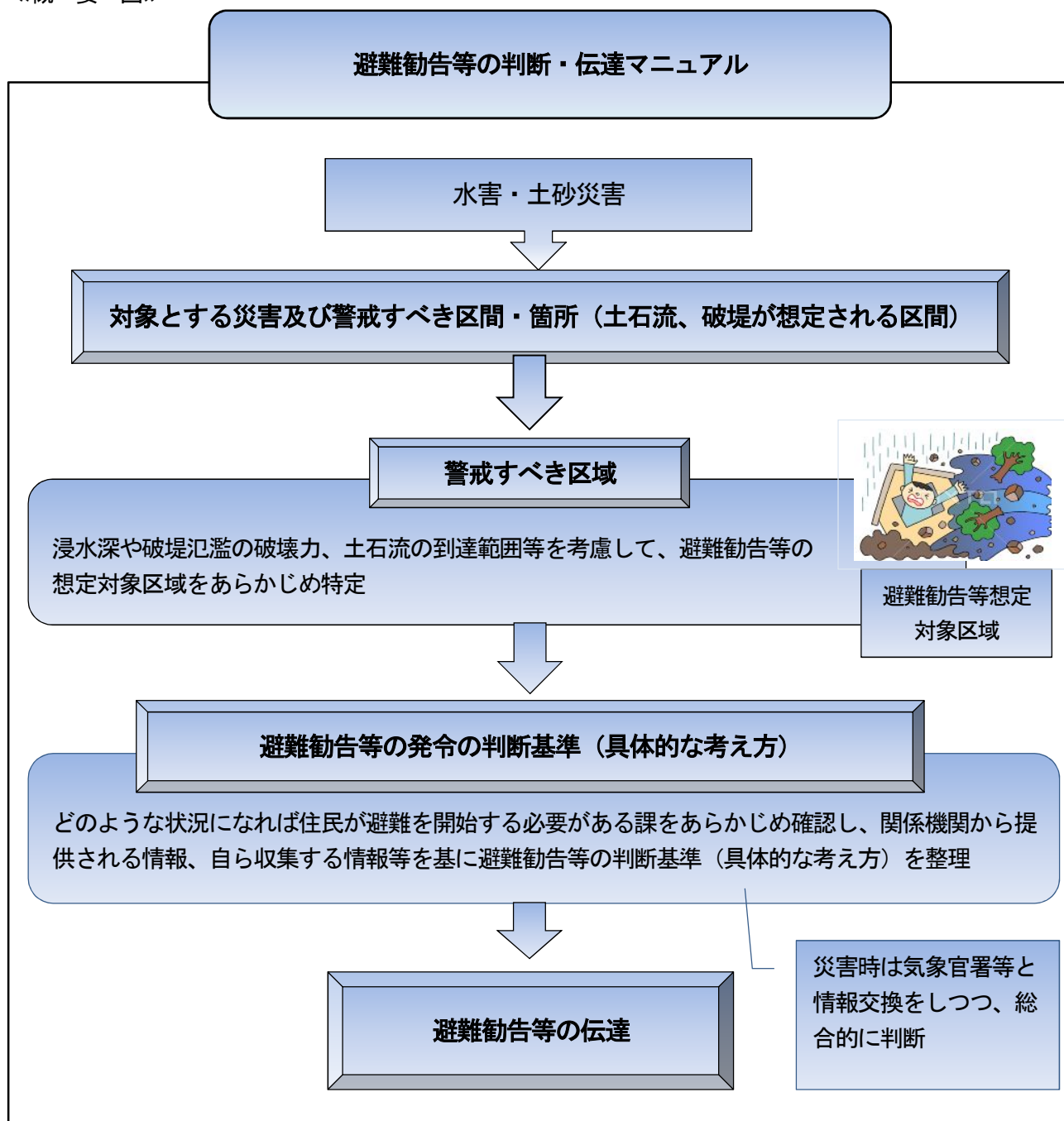
共 通 編	
1 概 要	1
2 用語の解説	2
3 マニュアルの構成	3
4 避難勧告等の類型	4
(1) 避難情報の特性	4
(2) 避難情報の入手先	4
5 避難勧告等の伝達方法	5
(1) 避難勧告等の伝達手段	5
(2) 伝達系統図	5
(3) 関係機関への伝達	5
(4) 避難勧告等の伝達内容	6
6 運用上の注意事項	9
水 害 編	
1 参考とすべき情報	10
2 避難勧告等の避難対象区域	10
3 避難勧告等の発令の判断基準	11
4 避難すべき地域	12
土 砂 災 害 編	
1 参考とすべき情報	13
(1) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や傾斜の数	13
(2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や傾斜の分布	13
2 避難勧告等の避難対象区域	13
3 避難勧告等の発令の判断基準	13
4 土砂災害警戒情報等伝達体制	14

## 1 概 要

寒河江市では、水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難を実現するために、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対し、どのタイミングで避難勧告等を発令すべきかなどの判断基準について決めました。

避難勧告等は本基準により発令されることとなりますが、洪水及び土砂災害の各避難勧告等の発令基準に達した時点で、気象予測（降雨等）や河川水位情報、河川巡視等からの報告、浸水想定区域や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む。）の確認、土砂災害時警戒情報など関係機関からの情報を勘案して発令されるものです。

〈概要図〉



## 2 用語の解説

大雨特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表して、最大限の警戒を呼び掛けます。	
警報	大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、警戒を呼び掛けます。	
注意報	大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を発表して、注意を呼び掛けます。	
避難準備情報 (要援護者避難)	災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供する。	
避難勧告	災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害拡大を防止するため特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。	
避難指示	災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。	
水 害	洪水予報	あらかじめ指定された河川において、気象庁と国土交通省又は都道府県の機関と共同して、洪水の恐れがある場合に行う水位又は流量を示した洪水の予報
	計画高水位	堤防を作る際に洪水に耐えうる水位として指定する最高の水位
	氾濫危険水位	避難判断水位を超える水位であって、洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位で、避難指示の発令判断の目安となる水位
	避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難勧告等の発令判断の目安となる水位
	氾濫注意水位	避難準備情報等の発令判断の目安、また、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、消防団の出動の目安となる水位
	水防団待機水位	水防団等を待機させるための指標となるもので、国土交通省又は知事が定めた水位
土 砂 災 害	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して山形地方气象台と山形県が共同で発表する防災情報
	土石流危険溪流	県が行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢をいう。調査基準として、流域面積5ha以内の溪流が対象とされている。
	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害のおそれのある箇所

### 3 マニュアルの構成

避難勧告等の判断・伝達にあたってのポイントを以下のように整理する。

	寒河江市	関係機関
参考とすべき情報	<p>①住民が避難行動をとる必要がある河川と区間を特定</p> <p>②対象とする河川の特徴を把握</p> <p>①土砂災害の発生するおそれのある個所を特定</p> <p>②土砂災害の発生しやすい気象条件を把握</p>	<p>過去の実績・記録</p> <p>河川：過去の河川氾濫記録（位置、被害状況、気象条件等）</p> <p>土砂災害：過去の土砂災害記録（位置、被害状況、気象条件等）</p> <p><input type="checkbox"/>想定</p> <p>河川：浸水想定（洪水ハザードマップ）</p> <p>土砂災害：土砂災害警戒区域</p> <p><input type="checkbox"/>特徴に関する情報</p> <p>河川：堤防の整備状況、重要水防箇所、排水機場・水門の状況</p> <p>土砂災害：土砂災害防止施設の整備状況等</p>
対象区域	<p>③避難が必要な区域を特定</p> <p>④当該区域での災害の様相や避難勧告等の判断に関する特徴を把握</p>	<p><input type="checkbox"/>人的被害の危険性に関する情報</p> <p>（河川の氾濫流の到達時間、氾濫流の流速、避難が困難になる浸水、家屋の破損するおそれがある区域）</p>
発令の判断基準	<p>⑤避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の意味合いと、住民に求める行動を確認</p> <p>⑥住民が避難所へ避難するために必要な時間を把握</p> <p>⑦避難対象区域毎に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を策定</p>	<p><input type="checkbox"/>災害時に入手できる実況情報</p> <p>河川：水位、雨量情報、ポンプ稼働情報、堤防の変状、浸水情報、水防団からの情報、上流自治体の被害状況等</p> <p>土砂災害：雨量情報、巡視員や住民等からの情報、近隣地域の被害状況等</p> <p><input type="checkbox"/>予報に関する情報</p> <p>河川：洪水予報の実施要領、洪水警報発表基準・精度・頻度等</p> <p>土砂災害：土砂災害警戒情報の発令基準・精度・頻度等</p> <p><input type="checkbox"/>危険水位の設定</p> <p><input type="checkbox"/>土砂災害と降雨指標の関係</p> <p>（土砂災害警戒情報の発令基準・精度・頻度等）</p>
伝達方法	<p>⑧伝達文の内容の設定</p> <p>⑨伝達手段及び伝達先の設定</p>	<p><input type="checkbox"/>情報伝達手段の整備状況</p> <p>（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）</p> <p><input type="checkbox"/>地域の防災体制（自主防災組織等の体制）</p>

## 4 避難勧告等の類型

### (1) 避難情報の特性

情報区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難)	災害が発生する危険性が高まった状況であり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害等の発生する可能性が高まったとき	① 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ② 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	被害の拡大が予想され、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、お互いに助け合って、指示された避難所に速やかに避難行動を開始
避難指示	① 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③ 人的被害が発生した状況	① 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ② 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態のひっ迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

### (2) 情報の入手先

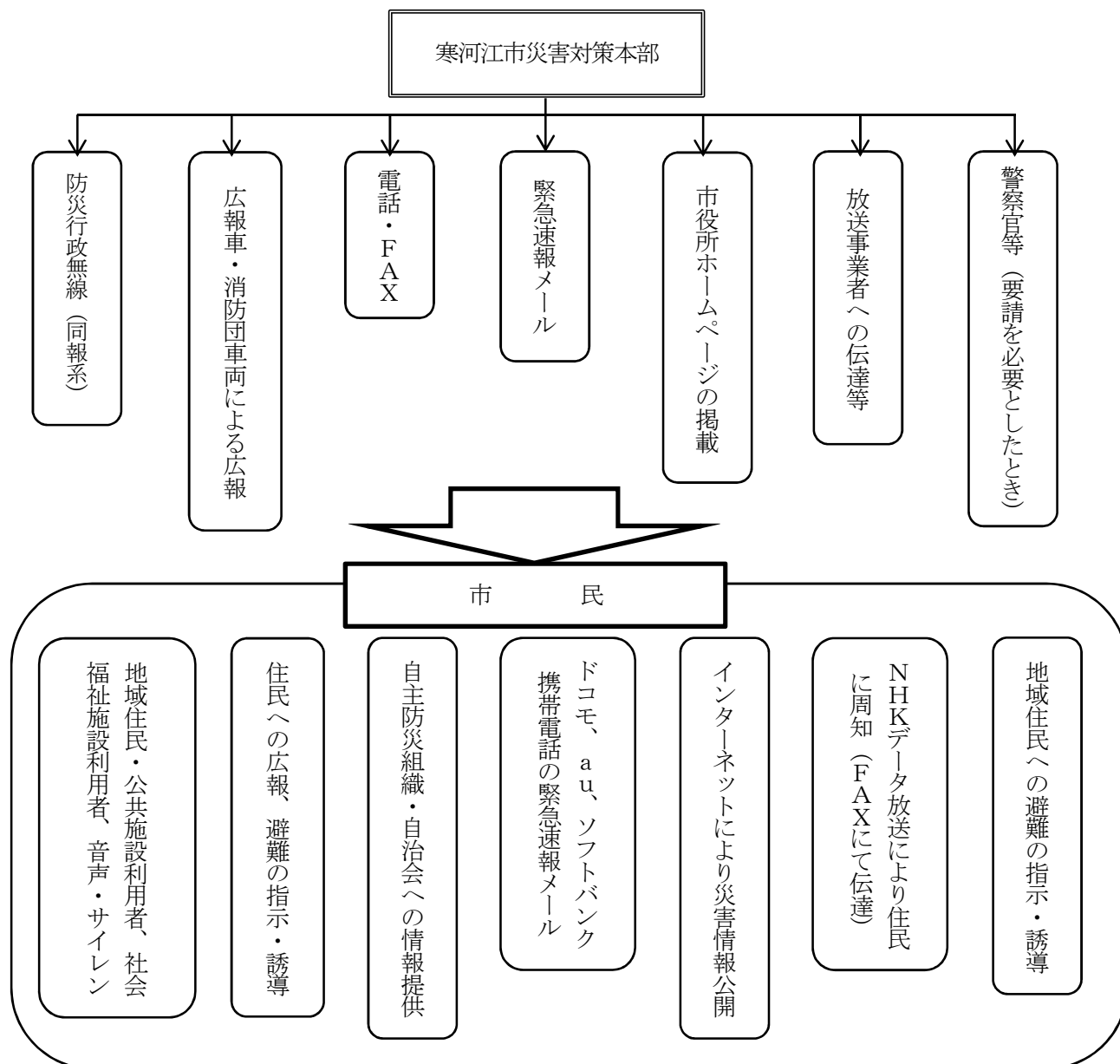
- ・国土交通省 山形河川国道事務所 (Tel 023-688-8933)
- ・山形県 村山総合支庁西庁舎 河川砂防課 (Tel 86-8415)
- ・気象庁 山形气象台 (Tel 023-631-8521)

## 5 避難勧告等の伝達方法

### (1) 避難勧告等の伝達手段

伝達については、市並びに関係機関の保有する以下の通信設備等の手段を用いて行うものとし、また地域の特性に応じてその手段を複数に組み合わせて実施するものとする。

### (2) 伝達系統図



### (3) 関係機関への伝達

- ・ 国土交通省 山形河川工事事務所 (Tel 023-688-8933)
- ・ 山形県 (災害情報システムの入力)
- ・ 寒河江警察署 (Tel 83-0110)
- ・ 報道機関・・・記者発表の実施

#### (4) 避難勧告等の伝達内容

以下の例文を参考に、その事態の状況に応じた伝達内容を決定し、発令する。

##### <避難準備情報の伝達文の例>

サイレン5秒吹鳴6秒休止\*2回  
こちらは、寒河江市（災害対策本部）です。

- ① （台風〇号）大雨により、〇〇川の水位が上昇し、今後堤防を越えて浸水の始まる恐れがあります。
- ② （台風〇号）大雨により、がけ崩れなどの土砂災害が起こりやすくなっています。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（地域）に対して避難準備情報を出しました。  
お年寄りの方など避難に準備のかかる方は、早めに避難してください。  
その他の方も避難準備を始めてください。また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。

なお、避難場所は〇〇公民館・〇〇コミュニティセンター・〇〇小学校を開設しております。  
繰り返します。

##### ※避難準備情報を伝達する場合の注意事項

- 1  部分については、避難準備情報を出すに至った情報（状況）を簡に伝達する。
- 2 （ ）内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。



<避難勧告の伝達文の例>

サイレン10秒吹鳴2秒休止\*2回  
こちらは、寒河江市（災害対策本部）です。

- ① （台風〇号）大雨により、〇〇川の水位が今後更に上昇することが予想され、床下浸水が起こるおそれがあります。
- ② 道路冠水がいたるところで発生しており、床下浸水が起こるおそれが出てきました。
- ③ （台風〇号）大雨により、がけ崩れなどの土砂災害が更に起こりやすくなっています。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（地域）に対して避難勧告を出しました。  
直ちに〇〇公民館・〇〇コミュニティセンター・〇〇小学校へ避難してください。  
また、できるだけ近所にも声をかけて避難してください。  
※（なお、浸水・がけ崩れ・路面の崩壊により、〇〇道は通行できません。）  
繰り返します。

※避難準備情報を伝達する場合の注意事項

- 1  部分については、避難勧告を出すに至った情報（状況）を簡に伝達する。
- 2 （ ）内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。
- 4 避難に支障となる状況（浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

<避難指示の伝達文の例>

サイレン10秒吹鳴2秒休止\*2回  
こちらは、寒河江市（災害対策本部）です。

- ① （台風○号）大雨により、○○川の水位が上昇し、床上浸水にいたるおそれがあります。
- ② （台風○号）大雨により、○○川の水位が上昇し、堤防の決壊のおそれがあります。
- ③ ○○川の堤防が決壊しました。
- ④ （台風○号）大雨により、近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

このため、○○時○○分に○○地区（地域）に対して避難指示を出しました。  
直ちに○○公民館・○○コミュニティセンター・○○小学校へ避難してください。  
また、できるだけ近所にも声をかけて避難してください。  
※（なお、浸水・がけ崩れ・路面の崩壊により、○○道は通行できません。）  
繰り返します。

※避難準備情報を伝達する場合の注意事項

- 1  部分については、避難勧告を出すに至った情報（状況）を簡に伝達する。
- 2 （ ）内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。
- 4 避難に支障となる状況（浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

## 6 運用上の注意事項

マニュアルに定める項目についての運用における注意事項は以下のとおりである。

### <避難勧告等の避難対象区域>

- 1 「避難勧告等の避難対象区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- 2 「避難勧告等の避難対象区域」作成の際に参考にした寒河江市洪水ハザードマップは、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

### <避難勧告等の発令の判断基準>

- 1 重要な情報については、情報を発表した气象台、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- 2 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているのか、暴風域はどのあたりまで接近しているのか、近隣で災害や前兆現象が発生していないかなど、広域的な情報把握に努めること。
- 3 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。
- 4 同一災害で同一のタイミングで発令される避難勧告等であっても、災害の原因となる現象が発生している地域からの距離や地理的状况により異なる種別の避難行動等を発令することが適切な場合があることに留意する。

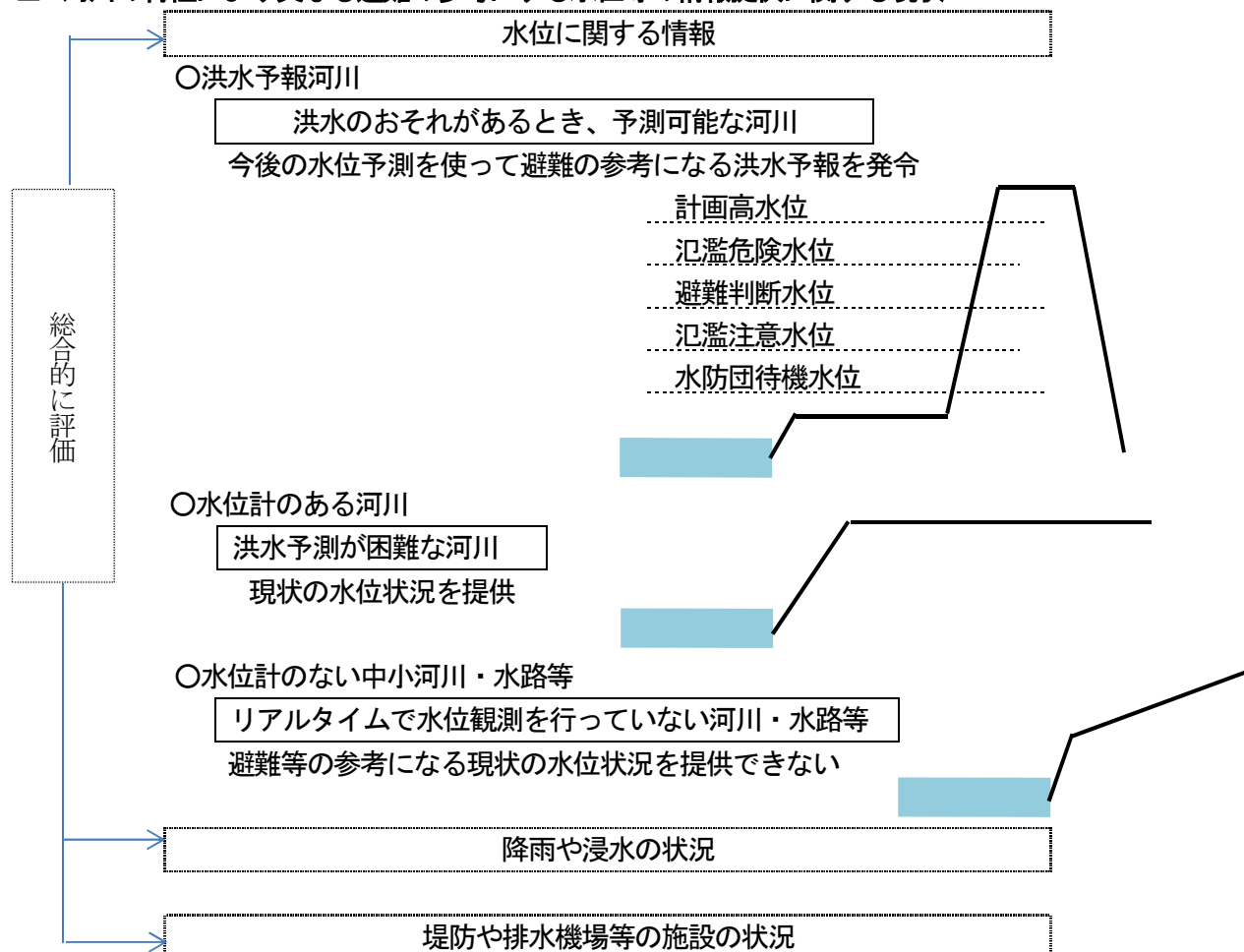
### <その他>

- 1 本マニュアルは、現時点の知見に基づき、避難勧告等の発令・伝達に関する事項を取りまとめたものであり、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や避難行動の反省などにより適切な時期に見直すものとする。
- 2 本マニュアルは、気象等が平成25年8月30日から運用した「特別警報」を踏まえて策定している。

## 1 参考とすべき情報

洪水予報指定河川の最上川と寒河江川、その支流である熊野川、実沢川、田沢川、その他中小河川について、洪水予報・水位情報及び浸水実績を含めた寒河江市洪水ハザードマップの情報により以下のように定める。

### □ 河川特性により異なる避難の参考にする水位等の情報提供に関する現状



## 2 避難勧告等の避難対象区域について

避難対象区域の選定は、河川に近く堤防の決壊・越水などの影響が早い地域、浸水想定地域内において特に浸水深が深い地域及び過去に浸水の実績があり住家等に甚大な被害があった地域から選定する。また、住家のない田畑のみの範囲については対象外とする。なお、河川水位、降雨の状況に応じて、随時、避難勧告等のエリアを拡大（縮小）していくものとする。

	浸水深	浸水の目安
① 軒下まで水没する区域		
② 浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域		
③ 氾濫水の勢いにより家屋の損壊・流出・住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある地域	0.5m未満	大人の膝まで浸水する程度
④ 軒下まで浸水しないものの、浸水（50 cm以上の浸水）することにより避難上支障となると思われる地域	0.5～1.0m未満	大人の腰まで浸水する程度
⑤ 突発的な被災、又は被災する恐れのある地域	1.0～2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
⑥ その他避難が必要とされる地域	2.0～5.0m未満	2階の軒下まで浸水する程度

### 3 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の避難情報発令はあつては、河川ごと以下の区分により、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
最上川 (長崎観測所)	①氾濫注意水位 (13.30m)に到達し、 なお水位の上昇が予想される。	①避難判断水位 (15.30m) に到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。	①氾濫危険水位(15.70m)の到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見。)
寒河江川 (西根観測所)	①氾濫注意水位 (12.50m)に到達し、 なお水位の上昇が予想される。	①避難判断水位 (13.40m) に到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。	①水位が14.00mに到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見。
沼川 (本町観測所)	①氾濫注意水位(1.70m) に到達し、なお水位の上昇が予想される。	①避難判断水位(1.90m)に 到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②河川氾濫のおそれがある。	①氾濫危険水位(2.00m)に到達し、なお水位の上昇が予想される。 ②堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見。
その他の河川	①近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水の危険が高いとき。	①近隣で浸水が拡大している場合。 ②排水先の河川の水位が高くなりポンプ停止の状態や逆流による内水氾濫が発生されると予想される時。	①危険な水位を観測。 ②堤防の決壊、越流。 ③堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見。 ④水門等の施設状況 (ポンプの停止、水門が閉まらない等の事故)
気象情報等	①大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表された場合 ②道路冠水が予想される場合	①大雨警報(浸水害)、洪水警報が発令され、浸水被害が予想される場合 ②河川管理施設の異常(漏水等破堤につながる恐れのある被災等)を確認した場合	①大雨警報(浸水害)が発令され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等により、大雨特別警報(浸水害)の発表が高まった場合(※1) ②被害が発生した場合 ③気象が回復せず、被害の拡大が予想される場合 ④河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合

(※1) 大雨特別警報(浸水害)発表時には、避難勧告等の対象区域の対象地区の範囲が十分であるかどうか等実施済みの措置の内容を再度確認する。

## 4 避難すべき地域

避難すべき地域	避難場所	対象河川（箇所）
寒河江地区（新山、越井坂）	寒河江小学校、	沼川、最上川
寒河江地区（高田、本楯）	寒河江中部小学校	沼川、最上川
南部地区（島、高屋、皿沼）	陵南中学校 南部小学校（2階以上に避難）	最上川
西根地区（日田）	西根小学校 にしね保育所	最上川、寒河江川、沼川

- 1 対象河川に対する避難すべき地域を示しましたが、他の地域についても気象状況をはじめ、河川の水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難勧告等の発令を適切に行うこととします。
- 2 市災害対策本部が開設する避難所を示していますが、距離や位置など地域の状況や自主防災会等の避難マニュアルに基づく地区公民館等への避難も有効です。  
ただし、この場合は避難所自体の構造や安全性をあらかじめ確認しておくことが大切です。また、避難時には市災害対策本部への避難状況の報告を必ず行ってください。
- 3 開設する避難所は、降雨等の状況や避難範囲などからの検討により追加する場合があります。

### 1 参考とすべき事項

(1) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や傾斜の数

区 分	箇 所 数	備 考
土石流危険溪流	22箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所	33箇所	

(2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や傾斜の分布（寒河江市ハザードマップ参照）

### 2 避難勧告等の対象区域

避難勧告の対象地なる「避難対象区域」は下記の表のとおりとする。ただし、市域のあらゆる箇所に点在しているところから、市職員・消防団による巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を収集するとともに、気象台・県関係機関等との間で情報交換を行い、情報に応じた対象区域を判断するものとする。

避難区域	対象地区	土砂災害の様相	備 考
寒河江	六供町、山岸町、八幡町	がけ崩れ	
柴 橋	木の沢、松川、中郷	がけ崩れ	
	平塩	がけ崩れ、土石流	
高 松	高松、谷沢	がけ崩れ	
醍 醐	慈恩寺、日和田、箕輪	がけ崩れ、土石流	
白 岩	陣が峰、新町、中町、上町	がけ崩れ	孤立のおそれ (幸生、田代)
	麓、留場	がけ崩れ、土石流	
	上野、宮内、楯、幸生、田代	がけ崩れ、土石流、地すべり	

### 3 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令基準は下表のとおりとする。なお、運用にあたっては、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令するものとする。

避難準備情報	避難勧告	避難指示
① 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合 ② 大雨警報、土砂災害警戒情報（※1）が発令され、今後も継続する状況にある場合 ③ 「土砂災害警戒情報」（※1）による合成実効雨量が1時間後又は2時間後に土砂災害発生警戒基準線（CLライン）（※2）を突破する状況にある場合	① 近隣で土砂災害前兆現象（斜面崩壊・斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ② 近隣で単発的な土砂災害の報告があり確認されている場合 ③ 「土砂災害警戒情報」（※1）による合成実効雨量が、土砂災害発生警戒基準線（CLライン）（※2）を突破している状況にあり、引き続き降雨が見込まれる場合	① 近隣で土砂災害が発生している場合 ② 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り・流木の流出、斜面に亀裂等）が発見された場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等により、大雨特別警報（土砂災害）の発表が高まった場合（※3）

- (※1) 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、山形県と山形地方気象台が共同して発表する情報
- (※2) 過去の災害状況と土砂災害の起こるおそれの大きい雨量データの解析結果から、5kmメッシュごとに設定した警戒基準雨量
- (※3) 大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の個所でも土砂災害発生危険性が高まっていることが想定されるため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認する。

#### 4 土砂災害警戒情報等伝達体制

